

原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について（概要）

令和 5 年 7 月 27 日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当) 付

- 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号 令和 3 年 5 月改正）において、個別避難計画作成の努力義務化等に係る規定が新設、当該規定は原子力災害についても適用。
- 原子力災害対策重点区域を区域内に含むなど、原子力災害への対応が必要と考える市町村は、水害や津波・地震等に加え、原子力災害も想定した個別避難計画を作成すべき。
- 各市町村においては、原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、優先度や段取り、様式に記載すべき事項等を検討した上で、原子力災害に係る個別避難計画の作成に取り組むこと。
- 原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えらえる。

（特記事項への原子力災害に係る追記事項例）

- ・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
 - ・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否（PAZ に限る。）
 - ・避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）
 - ・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）
 - ・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記載。）
- 個別避難計画の作成等に当たり、一般防災部局及び原子力防災部局が、一般災害と原子力災害に係る個別避難計画等の取組を作業や経費が重複することのないよう留意して連携を図る。

【上記通知掲載先】

内閣府ホームページ>内閣府の政策>原子力防災>3. 計画・指針・マニュアル等（2）指針>原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について

避難計画の充実化に向けた取組について

令和 5 年 7 月 27 日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当) 付

これまで、福島県及び各市町村において、地域防災計画・避難計画の策定や、原子力防災訓練の実施等、原子力災害対策の実効性確保に向けた取組を進めていただけてきたところ。

今後、さらなる実効性向上の観点から、原子力災害が発生した際の福島地域全体での防護措置について、一体的に作業部会で確認し、改善・強化すべき事項を抽出した上でその改善・強化に向けた取組を進め、地域防災計画・避難計画にも反映させていくことが必要となる。

こうした防護措置の確認、改善・強化、より実効性の高い地域防災計画・避難計画の策定（改定）といった一連のプロセスを進めていく端緒として、当面、以下の取組を進めることとしたい。

今後の進め方

まずは、PAZ における原子力災害発生時の防護措置について作業を進め、作業部会において確認を行っていく。

具体的には、以下の項目について検討が必要である。

※UPZ についても、原子力災害対策の実効性向上のために PAZ と同様の実態把握や取組が必要であるため、当面は PAZ における確認を優先するものの、福島地域全体として、引き続き取組を進めていきたい。

- SE 要避難者の人数の把握・精緻化
- 域外からの通勤者、観光客等の一時滞在者の人数の見積もり
- 避難車両の必要台数の見積もり・確保体制の構築
- 病院、社会福祉施設、学校の避難計画策定
- PAZ における施設の放射線防護対策等
- 一時集合場所開設、安定ヨウ素剤緊急配布のための体制確認

避難計画の充実化に向けた県の取組

令和 5 年 7 月 27 日
福島県原子力安全対策課

避難計画の充実化にあたり、今後の進め方等については下記のとおり
記

避難計画の充実化に向けた作業手順

①基礎データの整備

人口データ、各関係機関で把握している避難対象施設の現状を把握し、市町村、県、関係機関それぞれで調整すべき事項の明確化

②防護措置の基本手順の検討

・上記基礎データに基づき、市町村、県、関係機関で調整の実施
・調整の結果に基づき、広域避難計画の内容をより実効性の高い避難計画として作成するために記載すべき事項の充実化を実施

③より実効性の高い避難計画の作成

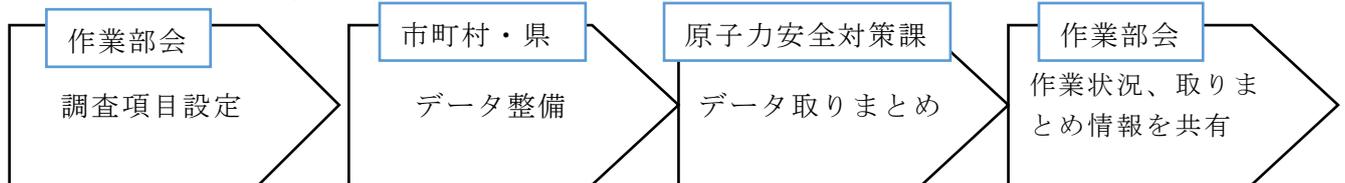
・上記の検討結果から、避難計画の充実化に向けて重要事項についての資料作成
・作業可能な資料から順次作業に着手

④計画の具体性、実効性向上についての検討

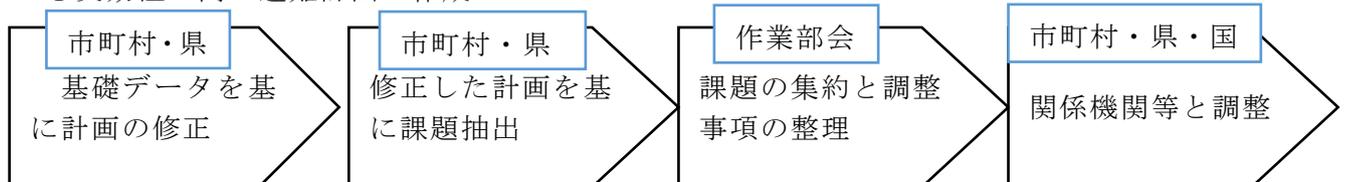
作成されたより実効性の高い避難計画について、複合災害等発生時の対応手順を検討

役割分担等イメージ

○基礎データの整備



○実効性の高い避難計画の作成



市町村・県各課における確認・整備項目

◎県

○原子力安全対策課

- ・全体の取りまとめ、防護措置資料の作成
- ・避難用のバス車両数調整（バス協会）
- ・避難用の福祉車両調整（事業者）

○私学・法人課

- ・学校等の避難計画策定
- ・児童・生徒数及び職員数
- ・学校等で保有している車両数

○保健福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課

- ・施設の避難計画策定
- ・入所定員数及び職員数
- ・避難先施設の検討
- ・福祉避難所の選定
- ・避難用の福祉車両調整

○地域医療課

- ・避難退域時検査場所の選定
- ・安定ヨウ素剤の備蓄状況

○病院経営課

- ・病院の避難計画策定
- ・入院定員数及び職員数
- ・避難先施設の検討
- ・避難用の福祉車両調整

○教育庁

- ・学校の避難計画策定
- ・児童・生徒数及び職員数
- ・学校等で保有している車両数

◎市町村

- ・住民人口、世帯数
- ・昼間流入出人口、事業所数・従業員数（PAZのみ）
- ・自家用車での避難ができない住民数
- ・市町村等で確保可能な車両数
- ・住民への情報伝達体制
- ・観光客等一時滞在者への情報伝達体制
- ・避難体制（一時集合場所・避難中継所・屋内退避施設・避難所・福祉避難所等の設定）
- ・個別避難計画の策定
- ・安定ヨウ素剤の備蓄状況、緊急配布場所

福島県原子力災害広域避難計画の改定スケジュールについて

令和 5 年 7 月 27 日
福島県原子力安全対策課

1 現行計画の構成

- ・ 本文
 - ・ 参考資料 1 関係市町村別資料
 - ・ 参考資料 2 避難先受入施設一覧
 - ・ 参考資料 3 福祉避難所一覧
 - ・ 参考資料 4 スクリーニング候補地一覧
 - ・ 参考資料 5 輸送手段に関する資料
 - ・ 参考資料 6 社会福祉施設、医療機関に関する資料
 - ・ 参考資料 7 避難時間推計結果に関する資料
- ※改訂後の参考資料については検討中

2 改定スケジュール

○本文

- ・ 10月 県原子力安全対策課で修正作業（期間2ヶ月）

○受入施設（参考資料1、2）

- ・ 7月中旬 避難元市町村の確認完了
- ・ 7月下旬 避難先市町村、県関係各課へ確認依頼（期間1ヶ月）
- ・ 9月 避難元市町村、避難先市町村、県関係各課との調整

○避難ルート（参考資料1）

- ・ 7月上旬 県土木部へ確認依頼（期間1ヶ月）
- ・ 7月中旬 避難元市町村の確認完了
- ・ 8月 避難元市町村、県土木部との調整

○その他参考資料

- ・ 8月中旬 避難元市町村、避難先市町村、関係機関、県関係各課へ照会（期間1ヶ月）
- ・ 10月 避難元市町村、避難先市町村、関係機関、県関係各課との調整

○全体

- ・ 12月 避難元市町村、避難先市町村、関係機関、県関係各課に意見照会（期間1ヶ月）